

「京都府安心・安全な消費生活の実現を目指す行動計画」の改定について

1 趣 旨

現行行動計画の計画期間は、平成31年度～令和3年度まで
次期計画を、京都府消費生活安全条例第7条の規定により策定

2 現状・問題意識等

- ・コロナ感染症拡大によるデジタル化の急速な発展への対応
- ・成年年齢引下げによる若年者の被害未然防止
- ・高齢者や障害者等見守りが必要な消費者への対応
- ・公正で持続可能な社会の実現に寄与する消費者の育成

3 計画の内容（取組の方向）（検討案）

安心安全な消費生活の実現を目指し、消費者被害の対応を強化

▶消費者被害の未然防止

インターネット取引による被害の未然防止

成年年齢引下げ後の若年者教育の強化

高齢消費者の被害の未然防止対策や見守りの強化 ほか

▶被害者救済機能の強化

市町村の相談体制の支援の充実 ほか

▶悪質商法の徹底排除

改正規則に基づく悪質な事業者の指導強化 ほか

▶自立した消費者、消費者市民社会の主体となる消費者の育成

消費者教育の展開 ほか

4 日 程

令和3年6月 京都府消費生活審議会（知事から諮問）

令和3年7月～令和4年1月

施策推進部会（3～4回開催）

令和4年1月 京都府消費生活審議会（知事へ答申）